

有害大気汚染物質排出抑制対策等専門委員会の設置について

1 設置の趣旨

我が国では、平成8年5月の大気汚染防止法の改正により、有害大気汚染物質対策の制度化がなされ、同年10月の中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第二次答申）」において、有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質及び優先取組物質（有害大気汚染物質の中で有害性の程度や健康リスクがある程度高いと考えられる物質）が掲げられた*。

（※ 平成22年の第九次答申で見直し）

優先取組物質については、科学的知見に基づき順次、環境目標値（人の健康を保護する上で維持されることが望ましい目標値）が設定されるとともに、「事業者による有害大気汚染物質の自主管理促進のための指針」（平成8年10月環境庁大気保全局長通知）等に基づき、事業者による様々な排出抑制対策が推進された。その結果、目標を上回る排出量の削減が図られ、大気環境濃度も概ね改善されるとともに、事業者による自主的取組を促進する体制が整うなど、一定の役割を果たした。

一方、優先取組物質のうち現時点で環境目標値が設定されていない物質については、有害大気汚染物質健康リスク評価等専門委員会における設定に向けた検討と並行して、排出抑制対策を推進する必要がある。

以上のことから、標記専門委員会を新たに設置し、有害大気汚染物質の排出抑制対策の検討やモニタリング体制のあり方等について、専門的見地から調査検討を行うこととする。

2 主な調査検討事項

- ・有害大気汚染物質の排出抑制対策
- ・有害大気汚染物質のモニタリング体制

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質 (248 物質)

(平成 8 年 第二次答申、平成 22 年 第九次答申)

優先取組物質 (23 物質)

(平成 8 年 第二次答申、平成 22 年 第九次答申)

環境基準 (4 物質) (環境基本法に基づく告示)

指定物質抑制基準 (3 物質)

(大気汚染防止法附則に基づく告示)

- ・ベンゼン
- ・トリクロロエチレン
- ・テトラクロロエチレン

- ・ジクロロメタン

指針値 (11 物質)

(平成 15 年 第七次答申、平成 18 年 第八次答申、
平成 22 年 第九次答申、平成 26 年 第十次答申、
令和 2 年 第十二次答申)

- | | |
|--------------------------|--------------|
| ・アクリロニトリル | ・塩化ビニルモノマー |
| ・水銀及びその化合物 ^{*1} | ・ニッケル化合物 |
| ・クロロホルム | ・1,2-ジクロロエタン |
| ・1,3-ブタジエン | ・ヒ素及びその化合物 |
| ・マンガン及びその化合物 | ・塩化メチル |
| ・アセトアルデヒド | |

- | | |
|---------------------------------|------------|
| ・クロム及び三価クロム化合物 | ・六価クロム化合物 |
| ・酸化エチレン | ・トルエン |
| ・ベリリウム及びその化合物 | ・ベンゾ[a]ピレン |
| ・ホルムアルデヒド | |
| ・ダイオキシン類 (ダイオキシン類対策特別措置法に基づき対応) | |

- ・その他 226 物質^{*2}

*1 平成 25 年 10 月に採択された水銀に関する水俣条約を踏まえ、規制措置がなされている。

*2 有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質である「クロム及びその化合物」は、優先取組物質においては「クロム及び三価クロム化合物」及び「六価クロム化合物」の 2 つの物質として分類されているため、優先取組物質以外の物質数は 226 物質となる。